

上瀬谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定（平成30年2月26日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】より

その行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

いじめ防止等に向けての基本理念

- ・児童の健やかな成長は、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
- ・互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。
- ・ひとたび児童の生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。
- ・児童は、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
- ・いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。

学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる最も身近で人として絶対に許されない重大な人権侵害案件である。いじめ問題の対応は、学校の最重要課題のひとつであり、学校が一丸となって組織的に対応し、いじめ防止に努める。

いじめ防止に向けた方針

- ・誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを行う。（学校）
- ・児童一人ひとりの丁寧な理解と状況把握に努め、いじめを察知した場合は適切に指導していく。（学校）
- ・児童は、他者に対して思いやりの心を持ち、自ら主体的にいじめのない風土づくりに努め、周囲にいじめがあると思われるときは、教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談できるようにする。（子ども）
- ・学校と保護者はパートナーという基本認識に立ち、いじめの疑いがあると思われるときは、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡をする。（保護者）

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任教諭を中心として、学年主任、養護教諭等の複数の教職員によって構成する。必要に応じてスクールカウンセラー等心理や福祉等の専門家の参加を求める。

委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に1回以上定期的に開催する。いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に方針決定をするとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

◆未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない学校・学級の風土づくりを行う。
- ・わかりやすく魅力ある授業づくりに努める。
- ・自己有用感を持たせたり高めたりするような教育活動を実践する。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者、地域に周知する。

◆早期発見・事案対処

- ・職員間の情報を共有し、いじめを見逃さない職員の見守りを行う。
- ・子どもの変容について、管理職、児童支援専任、担任等が情報を共有する。
- ・教職員は、全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）から、子どもの実態を把握する。
- ・教職員は、横浜プログラム（YP）の活用により、日常の児童の人間関係や自己有用感について実態を把握する。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめを察知した際の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応等中核となって判断や対応を行う。

◆取組の検証

- ・上瀬谷小学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止に関わる校内研修を実施する。
- ・上瀬谷小学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての教職員による点検と定期的な見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめの未然防止

- いじめは、どの子どもにも起こり得るという共通認識のもと、教職員一丸となり未然防止に努める。
- 学校教育活動全般を通じて、児童が安心でき、自己有用感が感じられる魅力的な学校作りを推進する。
 - だれもが、安心して参加でき、自尊感情を高められる授業づくりに努める。
 - 相互に学び合い、認め合う関係があり、誰もが安心して自己表現し、温かく受け入れられる集団づくりをめざす。
 - YP アセスメント、子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用に関する支援検討会を実施する。
 - 人権教育、道徳教育をいっそう推進するとともに、体験活動を充実させ児童が相手の心情を考えた行動がとれる態度の育成を図る。
- 【活動内容】** 遠足、宿泊体験・修学旅行、感謝を伝える会〔学援隊・読み聞かせ・地域〕、集会〔ペア学年の取組〕、スポーツフェスティバル、異校種交流等（1年…保育園との交流、3年・個別支援学級…瀬谷養護学校との交流、5年…赤ちゃん交流、6年…瀬谷中学校との交流、弱視個別支援学級…盲特別支援学校との交流）、5年球技大会、6年市体育大会、横浜こども会議、瀬谷区非行防止サミット、ふれあい音楽会（3年）、ハマロード（小中）、中学校ブロック人権教育研修
- 運営委員会によるあいさつ運動及び上瀬谷スタンダードの定着。

いじめの早期発見

- 些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って見守りを行う。
- 学年間や児童支援専任との情報交換を活発に行うことで、いじめの早期発見に努める。
- 担任は、アンケート調査や面談等により、児童の実態を的確に把握する。
- 情報モラル教育を推進することで、ネットいじめへの対処を行う。

いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体で組織的な対応を講ずる。
- 「いじめを許さないこと・いじめられている子どもを守りぬく」ことを表明し組織的に取り組む。
 - いじめ防止対策委員会での情報共有、いじめへの対応方針の決定と記録を行う。
 - いじめを認知した際には、事案に対する事実確認を行い、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を慎重に進める。
 - いじめの状況によっては、児童相談所、警察署、区役所、医療機関等の専門機関との連携を図る。
- ※「いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体また財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報する」

いじめの解消

いじめの解消は、以下の2つの要件を満たしたとき、「いじめが解消した」とする。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいる状態
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。

いじめの解消に至るまでは、児童の心に寄り添うことで安心して学校生活を送ることができるよう支援を行う。

教職員等への研修

外部講師や校内職員による研修を行うことで、児童の心理や子ども同士の人間関係をとらえる能力を高める。

- 一人ひとりの児童を深く見つめるための実践的な児童理解研修を実施する。
- いじめを見抜く感性を高めるため、いじめの未然防止、対応の具体的なケースの検討を実施する。

学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や学校・家庭・地域連携事業等を通じて、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間指導内容等の確認、新年度準備、引き継ぎ、児童理解研修	入学式、授業参観、懇談会、家庭訪問、地域訪問
5月		学校説明会
6月	YPアセスメント実施（1回目）	個人面談、学校運営協議会 オープンスクール
7月	登校班会議、横浜子ども会議、	学校・家庭・地域連絡協議会
8月	校内研修会、中学校ブロック小中合同研修	
9月	小中交流授業参観、スポーツフェスティバル	
10月	小中合同授業研究会、感謝を伝える会	
11月	生活アンケート実施、小中交流6年体験授業 区球技大会	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 瀬谷区非行防止サミット、YPアセスメント実施（2回目）、 登校班会議	個人面談
1月	小中交流6年部活動体験、交歓給食	
2月	個別級区合同学習発表会 登校班会議	学校運営協議会、授業参観、 懇談会、入学説明会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時） 異校種交流（3年、個別 年3回ずつ）	

4 重大事態への対処

重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

発生の報告

- 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。